

議案第 75 号

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例

渋川市介護保険条例（平成 18 年渋川市条例第 248 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条第 1 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の渋川市介護保険条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を行うため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第7条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第7条第1項に規定する保険料の減額又は免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第7条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第7条第1項に規定する保険料の減額又は免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>2 （略）</p>